

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加註注1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ジブチ	ジブチ市都市給水計画のための贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文	ジブチ市都市給水計画を実施するために必要な給水施設及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 1. 給水施設及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びびその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	485,000千円 H15.3.31まで	H14.8.16 パリ(フランス) (同日)	日本側 小倉和夫在ジブチ イ大使 ジブチ側 モハメド・グ ベネ・ギレ在フランス ジブチ側 イ大使	H15.8.27 285号
ジブチ	基礎教育強化計画のための贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文	基礎教育強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の供与 1. 小中学校教室及び附属施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びびその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	787,000千円 H16.3.31まで	H15.8.29 パリ(フランス) (同日)	日本側 平林博在ジブチ大 使 ジブチ側 アリ・アブドゥ ・フテラ外務・国際協力 ・国会関係大臣	H16.7.29 399号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ジブチとの無償資金協力取極一覧